資格 番号	資格名	資格概要
<u>番ヶ</u> 1	揚貨装置運転士免許	・ 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)別表第4に規定する揚貨装置運転士免許を受 た者
2	クレーン・デリック運転士免許	・ 安衛則別表第4に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けた者
3	床上操作式クレーン運転技能講習を修了し た者	・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)別表第18第26号に規定する床上操作式クレーン運転 能講習を修了した者
4	移動式クレーン運転士免許	・ 安衛則別表第4に規定する移動式クレーン運転士免許を受けた者
5	小型移動式クレーン運転技能講習を修了し た者	・ 安衛法別表第18第27号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
6	フォークリフト運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第29号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者
7	フォークリフトの訓練を受けた者	・ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練の ち職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に定め 揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについ の訓練を受けた者
8	上記(6番、7番)以外にフォークリフトの運 転ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第113号)第2号イからホ でに掲げる者
9	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び 掘削用)運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第31号に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者
10	建設機械施工管理技術検定に合格した者	・ 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則 表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第3号に規定する者を除く。)
11	建設機械運転科の訓練を修了した者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の 練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
12	上記(10番、11番)以外に建設機械の運転の 業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第4号イからへまでに掲げる者
13	ショベルローダー等運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第30号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者
14	ショベルローダー又はフォークローダーの 訓練を受けた者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転 港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーに いての訓練を受けた者
15	上記(13番、14番)以外にショベルローダー 又はフォークローダーの運転の業務ができ る者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第8号イからへまでに掲げる者
16	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第34号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者
17	上記(16番)以外に不整地運搬車の運転の業 務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第10号イ及びロに掲げる者
18	高所作業者運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第35号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者
19	玉掛け技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第36号に規定する玉掛け技能講習を修了した者
20	玉掛け科の訓練を修了した者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
21	上記(19番、20番)以外に玉掛けの業務がで きる者	・ 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第11号イからワまでに掲げる者